

「米国 OFAC 規制」への対応について

「米国OFAC規制」とは

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体等について取引禁止や資産凍結等の措置を講じており、このような規制はOFAC規制と呼ばれています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人・米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引等が規制の適用を受けます。また、本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行から取引を制限される等、その後の取引にも支障が生じる可能性があります。

OFAC規制の趣旨を踏まえ、弊行では下表のような取引は通貨を問わず取り扱いしておりません。外国為替取引を行う際は、これらに該当しない取引であることを十分に確認いただきますようお願いいたします。

【OFAC規制上の理由により弊行でお取り扱いできない取引】

以下の①から④のいずれかに該当する取引（通貨を問わず）

- ① 取引に直接的または間接的に関与する当事者の所在地・関係国・関係地等（注1）に、北朝鮮、イラン、キューバ、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている取引
- ② 包括的制裁対象国等の政府（北朝鮮、イラン、キューバ、ベネズエラ）やその政府の役職員が直接的または間接的に関与する取引
- ③ 以下に該当する個人や企業との取引
包括的制裁対象国・地域に居住している又は物理的に所在する個人
包括的制裁対象国・地域に住所がある又は本部がある企業
- ④ 米国政府により特定されているテロリスト、麻薬取引者、多国籍犯罪組織、大量破壊兵器取引者及び核拡散防止上問題のある法人・個人等が直接的または間接的に関与する取引

（注1）取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚げ地、仕向地、船籍等を指します。

※OFAC 規制の詳細については、[米国財務省の OFAC ウェブページ（英文）](#)にて確認してください。

取引の受付後であっても、お客さまより依頼いただいた取引が、OFAC 規制に該当する恐れがある場合は、弊行より取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、弊行の判断により、当該取引の中止又は取消等を行うことがあります。また、取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございます。

OFAC 規制により資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、しかるべきご対応をいただく必要がありますので、予めご承知おきください。

2025 年 9 月 30 日現在